

おはようございます。

2月定例会議の開会にあたりまして、諸点述べさせていただきます。まず最初に、豚コレラへの対応について申し上げます。

既にご存じのとおり、2月6日、愛知県での豚コレラ発生の確定を受け、愛知県の発生農場から豚の移動がありました本県内の農場において、擬似患畜を確認しました。同日、対策本部を設置し、情報共有等行うとともに、周辺住民や、関係団体などの皆様のご理解、ご協力を賜り、職員も頑張り、699頭全頭の殺処分および埋却地への投入などの防疫措置を行ってまいりました。

国内のみならず、世界の様々な国々とつながる現代社会においては、豚コレラだけではなく、鳥インフルエンザなど家畜伝染病の発生リスクが高まっています。

今後も必要な防疫対策を講じるとともに、発生した場合であっても、国や近隣府県と連携しながら、しっかりと防疫体制を執り、感染が拡大することのないよう、万全を期してまいります。

次に、基幹統計調査における不適切な事務処理について申し上げます。

先般公表いたしましたとおり、本県が事務を国から受託している基幹統計調査について、自主点検を行った結果、家計調査の調査員による家計簿の不正な記入と、毎月勤労統計調査の公表期日に遅延があったことが判明いたしました。

政策立案の基礎となる統計について、ルールに反した不適切な事務処理が行われたことにより、県政への信頼を損ねたことに対し、県民ならびに議会の皆様に深くお詫び申し上げますとともに、二度とこのようなこ

とが起こらないよう、再発防止に全庁挙げて取り組み、信頼回復に努めてまいり所存であります。

それでは、新しい年度に向けました県政運営方針について申し述べますとともに、本日提出いたしました議案の概要について、ご説明申し上げます。

「平成」という時代もあと僅か、まもなく元号が改まり、新たな時代、大きな節目を迎えようとしております。

滋賀県政も、「変わる滋賀 続く幸せ」を基本理念に据えた、新しい基本構想を策定するとともに、その下支えとなる行政経営方針や、環境総合計画などの総合計画を見直し、来たるべき次の時代に向けて第一歩を踏み出すこととなります。

これまでの成長と発展を前提とした時代から、ますます加速化する人口減少と急激な高齢化、あるいは第4次産業革命といった目覚ましい技術革新など、経験したことがない大きな変化が続いてまいります。

こうした中、将来をしっかりと見据えた、長期的な展望をもって、今後直面する未知の変化にもひるむことなく、むしろ、変化をチャンスと捉え、しなやかに変わり続けてまいりたいと考えております。

2030年に向け、SDGsの特徴を取り入れ、人、経済、社会、環境の4つの視点から政策を展開するとともに、多様な主体との新しい協力関係も構築しながら、だれもが新しい豊かさを実感し、一人ひとりが尊重され、自分らしく生きることができる「未来へと幸せが続く滋賀」を、県民の皆様と一緒に作りあげてまいり所存であります。

以下、具体の説明に入らせていただきます。

まず、平成 31 年度当初予算案についてでございます。

平成 31 年度の地方財政計画におきましては、道府県税ならびに地方交付税について、それぞれ対前年度比 1.9%、1.1%の増と見込まれるほか、地方譲与税は 5.3%、地方特例交付金については、29.0%の増とされたことなどによりまして、これら地方一般財源の総額は、対前年度比 1.0%増の 6 2 兆 7 , 0 7 2 億円とされました。

本県におきましては、普通交付税およびその振替である臨時財政対策債で減収が見込まれますものの、県税において、それを上回る増収が見込まれますことから、歳入の一般財源総額は、前年度から増加し、3,360 億円余となりました。

また、今後の財政収支を見通し、持続的な財政基盤を築くため、歳入・歳出両面から約 17 億円の収支改善の検討を行い、予算案に反映しました。

これらの結果、財源不足額は、前年度より縮小したものの、最終的に 73 億円の不足が見込まれたことから、財源調整的な基金を 24 億円取り崩すとともに、財源対策的な県債を 49 億円発行し、収支均衡を図りました。

財政の中長期的な持続可能性を表すプライマリーバランスにつきましては、6 年連続で黒字を維持し、財政規律にも配慮した予算案といたしました。

平成 31 年度の一般会計当初予算案の総額は、5,414 億 8,000 万円となり、前年度に比べ 45 億 6,000 万円、率にして、0.8%の増となっております。

主な歳入について申し上げます。

まず、県税でございますが、総額は1,705億円で、前年度に比べ65億円、率にして4.0%の増となっております。

このうち、法人二税につきましては、国内の景気回復に伴って、県内企業の業績が好調でありますことなどから、前年度に比べて、55億4,280万円、率にして11.5%の大幅な増収を見込んでいます。

また、個人県民税につきましては、就業者数が増加傾向にあり、納税義務者の増加が見込まれますほか、円安・株高傾向から、配当や株式等の譲渡所得の増加が見込まれますことから、前年度に比べ10億9,770万円、率にして2.0%の増収を見込んでおります。

地方交付税につきましては、地方財政計画の状況などを踏まえて試算いたしました結果、前年度に比べ10億円、率にして0.9%の減となります1,130億円を計上しております。

また、県債につきましては、前年度に比べまして20億5,470万円減の720億2,830万円を計上しております。

それでは、平成31年度当初予算案に計上いたしました主な施策について、申し上げます。

平成31年度は、新しい基本構想と行政経営方針の初年度として、基本構想の目指す姿の実現と、持続可能な財政基盤の確立に向けて、全庁を挙げて取り組んでまいります。

このため、SDGsの特徴を活かし、持続可能な共生社会をつくることを目指し、滋賀が健康であること、あり続けることを念頭に置きなが

ら、「健康しが」をキーワードに、「人・社会・自然」の「三つの健康」を柱に、今年度より、さらに一段階取組の具体化、本格化を図り施策を展開してまいります。

まず、一つ目の「人の健康」であります。

「人の健康」では、2つの柱に沿って概要を申し上げます。

1つ目の柱は、生涯を通じた「からだところ」の健康に関わる取組です。

年齢、性別、病気・障害の有無などにかかわらず、誰もが生涯を通じ、様々なつながりの中で自分らしくからだもところも健やかな生活を送れるようにするためには、第一に健康寿命を延伸させる取組が重要となります。

このため、食生活の充実、運動習慣の定着などによる生涯を通じた健康づくりや、先端技術を活用した健康管理等による疾病予防・介護予防に取り組んでまいります。

まずは、健康寿命の延伸に向け、企業や大学、地域団体等、多様な主体が、アイデアを持ち寄り、語り合い、協力できるよう、今年度設置いたしました「健康しが共創会議」を活用しながら、県民の皆様の健康づくりに資する取組の創出や機運醸成につなげてまいります。

また、健康的な生活習慣を身に付けていただくためのきっかけづくりとして、本県の自然等の観光資源と食や運動の体験の要素を組み合わせたツーリズムを提供するとともに、健康づくりにつながる資源を発掘し、一元的に情報を発信してまいります。

さらには、生活習慣の改善や、疾病予防を推進するとともに、健診・

医療・介護や人口動態・運動・食生活など、健康に関してこれまで蓄積してきたデータを分析し、市町の健康づくりや介護予防の取組を支援してまいります。

この他、スポーツや文化の振興を図っていくことも、「からだところ」の健康には欠かすことはできません。このため、スポーツや文化芸術活動に取り組むことができる環境の整備をはじめ、誰もが生涯を通じ、居場所や生きがいを持ち、自分らしく活躍できる社会づくりに積極的に取り組んでまいります。

具体的には、来年開催されます東京オリンピック・パラリンピックの機会を活かし、滋賀の文化の魅力を広く国内外に発信するとともに、本県の文化力を高めるためにアートフェスティバルを開催するなど、地域の活性化につながる取組を進めてまいります。

この他、現在休館中であります県立近代美術館につきましては、県民の貴重な財産である収蔵品等の鑑賞の機会を確保していくため、早期の再開館に向けて、施設の老朽化対策などの取組を着実に進め、滋賀の持つ「美」の発信を通じて、県民の皆様が心の豊かさを実感できるよう取り組んでまいります。

今年開催されるラグビーワールドカップをはじめゴールデンスポーツイヤーズに入っていくことを捉えて、「する」「みる」「支える」それぞれの場面でスポーツに親しむことができるよう、引き続き、ホストタウンの取組を通じ、オリンピック・パラリンピック参加国とのスポーツ・文化等、様々な分野における交流機会を創出していくとともに、スポーツボランティアの参加拡大や、県民の皆様の運動・スポーツの習慣化に向けた機会づくりに取り組んでまいります。

この他、人の健康を支える子育て環境の充実については、切れ目のな

い子育て支援と社会的養護の環境整備など、誰もが安心して子どもを
み育て、子どもが健やかに育つ社会づくりが求められるところです。

こうした中、喫緊の課題であります保育人材の確保に向け、保育の魅
力や特色ある園の取組を情報発信するほか、県内の中学生や高校生が保
育の仕事のやりがいや楽しさを知る機会を創出するなど、保育士資格の
新規取得者の確保に努めるとともに、登録制度の創設による潜在保育士
への再就職支援の取組を進めるほか、現任保育士の離職を防止するなど、
あらゆる方面から人材確保を図ってまいります。

また、核家族化の進展や地域とのつながりの希薄化など、子育て家庭
や子どもの育ちをめぐる環境が変化しており、地域や社会が保護者に寄
り添い、子育てに対する負担や不安、孤立感を和らげるなど、様々な取
組が必要となります。

このため、すべての家庭および子どもを対象とし、子育てニーズに応
じたきめ細かな支援を行うとともに、児童が放課後や週末等に安心して
生活できる居場所を確保し、次代を担う児童の健全な育成につなげてま
いります。

一方、千葉県野田市における子どもへの虐待など、連日のように報道
される悲惨な事件に心を痛めているところであります。

こうした中、本県においては、今年4月から新たに大津・高島子ども
家庭相談センター一時保護所を開設するなど、体制の充実を図っており、
地域を含めた関係者の皆様としっかり連携しながら、子どもを被害から
守り、育ちを支える取組を進めてまいります。

この他、小児保健医療センターが今後も、小児から成人まで切れ目な
い医療を提供するとともに、併せて、治療の困難な病気などを抱える子

どもたちに医療・福祉・教育を一体的に提供するため、隣接する療育部と守山養護学校を含めた三つの施設の再整備を着実に進めてまいります。

続きまして、「人の健康」2つ目の柱は、柔軟で多様なライフコースに関する取組であります。

これまでの常識が通用しない、大きな時代の変革期を迎える中では、時代の変化を読み、柔軟に対応できる力が必要であります。そのために情報を正しく理解する力に加え、多様な人と理解し合い、共に生きていくために相手の考えや思いを正しく理解する力、まさに「読み解く力」の向上に力を入れる必要があります。

このため、来年度は、子どもが文章や図、グラフから情報を正しく読み取り、かつ、自らの知識として活用できるよう、県民への広報と啓発、研究や研修を通じた教員の指導力向上に取り組んでまいります。

併せまして、発達障害等により「読み解く力」につまずきのある子どもに対し、視覚的に理解しやすい工夫を取り入れるなど「ユニバーサルデザイン化した授業」を行うといった支援を進めるとともに、豊かな語彙を獲得し、多くの知識に触れ、「読み解く力」を育む基盤となる読書習慣の形成のため、学校図書館をはじめとする読書を支える環境の充実に努めてまいります。

この他、ノーマライゼーション理念の実現と障害のある生徒の職業的自立と社会参加に向けた教育を行うため、2021年4月の開校を目指し、大津・湖西地域に初めて、地域の特性を生かした職業教育に取り組む職業学科「しごと総合科」を置く高等養護学校を県立高等学校に併置してまいります。

また、年齢、性別に関わらず、誰もが自分らしく働き続けられる滋賀を実現するため、滋賀マザーズジョブステーションやシニアジョブステーション滋賀を運営し、就労希望者に対して、個別相談や職業紹介などワンストップの再就労支援を行うとともに、新たに、企業とのマッチングに取り組むなど、効果的な支援に努めてまいります。

こうした取組を通じまして、いつまでも自分らしく活躍し続けることができる社会づくりを推進するとともに、県内企業の人手不足の解消にもつなげてまいります。

続いて、3つの健康の2つ目、「社会の健康」であります。

「社会の健康」では、2つの柱に沿って概要を申し上げます。

まず、1つ目の柱は、未来を拓く、新たな価値を生み出す産業に関する取組であります。

この取組では、県内企業等が多様な人材の経営参画のもと、積極的にICT、AIなどの先端技術や様々な地域資源を活用し、社会的課題の解決やグローバルな経営視点から成長市場や成長分野を意識した事業展開を図ることができるよう支援してまいります。

また、本県が有する強みのひとつであります「発酵産業」の振興に向け、今後の方向性を整理し、異分野・異業種のネットワークの形成を図ることなどにより、企業の新たな事業展開や、持続的な発展、新たな価値の創造を目指してまいります。

続いては、観光についてであります。滋賀の魅力を磨き上げ、国内外に発信するとともに受入環境を整備し、観光客をはじめとする交流人口と観光消費の増加に向けた取り組みを推進してまいります。

来年度、本県にゆかりのある戦国武将・明智光秀が主人公となる NHK の大河ドラマ「麒麟がくる」と信楽が舞台となる連続テレビ小説「スカーレット」がともに放映されますことから、この機会を最大限活かせるよう、市町や関係団体を含め多様な主体が一丸となって観光誘客に取り組んでまいります。

具体的には、戦国をテーマとする観光キャンペーンの展開や「麒麟がくる」、「スカーレット」に関連付けた県内各地の地域資源などの魅力発信に努め、効果を県内全域に広く波及させながら、滋賀への誘客、産品購買の拡大など、観光地としての底上げにつなげてまいります。

また、国内外に本県の魅力の発信を行う情報発信拠点「ここ滋賀」につきましても、総合案内機能の強化などの新しい取組も加え、多くの方に滋賀の魅力を実感いただき、市町や関係団体、事業者の皆様ごの期待に応えることができるよう、拠点の充実に努めるとともに、拠点外への販路拡大に向けた取組も実施してまいります。

加えまして、主要な観光都市からの本県への来訪促進に取り組むため、京都市内に本県の PR を行う観光案内ブースを設置し、外国人観光客に本県の魅力を発信し、誘客促進に取り組んでまいります。

こうした様々な観光に関連した取組と併せまして、とりわけ、文化財としての価値を発信するとともに、観光誘客にもつなげていくため、来年度から「幻の安土城」復元プロジェクトに取り組んでまいりたいと考えております。

全国的にも高い知名度を誇る安土城は、謎に包まれている部分も含め、多くの人を惹き付ける、本県が有する非常に魅力的な資源であり、NHK の大河ドラマが放映されることをきっかけに、全国的な戦国ブームが期待されますことから、この機に併せてプロジェクトを展開してまいりま

す。

具体的には、築城開始から450年目となる2026年をターゲットイヤーとして、平成31年度は、安土城を深く知り、その魅力を広く発信し、多くの皆さんの関心を高めるために、観光や歴史・文化などの側面から機運を醸成する取組を地元や地域の皆様とともに進めるほか、安土城復元に向けて調査や検討を行ってまいります。

このプロジェクトでは、県民の皆様と一緒に当時の安土城に思いを馳せながら、歴史の謎を解き明かすことで、本県が誇る文化財の価値を再認識するとともに、安土城復元への気運の盛り上がりにより、本県の魅力を最大限に高め、国内外から多くの人の誘いにつなげてまいります。

この他、「社会の健康」では、働き方の多様化が進む中で、働く場としての魅力向上や経営基盤の強化などにより、県内企業等における多様な人材の確保や適切な事業承継を支える取組が重要となります。

具体的には、若者の県内企業への就職や県内企業の人手不足解消につなげるため、「しがヤングジョブパーク」において、相談から就職、職場定着までのきめ細かな個別支援に加え、新たに県内企業からの相談に対応したり、訪問による企業への助言を行ってまいります。

また、全国的に中小企業者の事業承継が喫緊の課題となる中、廃業率が全国平均より高い状況にある本県では、平成30年度から5年間を集中取組期間として事業承継に重点的に取り組んでいるところです。

昨年5月に立ち上げた滋賀県事業承継ネットワークを中心に、今後も事業承継診断の推進や、具体的な相談内容に応じたきめ細かな支援など、官民を挙げた重層的な支援を推進していくことにより、県内中小企業者の事業承継に向けた気運醸成や取組促進を図ってまいります。

この他、「社会の健康」では、新たな価値を生み出す取組として、農林水産業分野の担い手の確保や育成、先端技術の活用、経営の規模拡大や複合化等による生産性の向上を図るとともに、環境にこだわった農林水産物の高付加価値化や魅力発信、輸出の拡大等の取組を推進してまいります。

具体的には、本県農業を支える担い手が高い収益性を確保し、持続可能な農業を展開する強い農業づくりの実現に向け、民間企業や大学等と連携し、ICTやAI、機械の自動化、ロボット化などの先端技術も活用しながら新技術の開発など、本県のスマート農業の取組を推進してまいります。

また、本県が全国に先駆けて取り組み、作付面積も全国一位を誇ります環境こだわり農業の一層の拡大に向け、これまでの生産拡大の取組に加え、新たに環境こだわり農産物の有利販売や流通拡大に向けた取組を展開するとともに、オーガニック農業を象徴的な取組として推進することで、環境こだわり農産物全体のブランド力と農家所得の向上に取り組んでまいります。

「社会の健康」2つ目の柱となります、未来を支える、多様な社会基盤に関する取組であります。

近年多発する台風などの災害被害や、社会インフラの老朽化、団塊の世代がすべて後期高齢者となる2025年に向けた対応など、今日の社会が抱える多くの課題解決に向けて取り組んでいく必要があります。

このため、企業活動や県民の暮らしを支える、地域にとって真に必要な道路整備として、バイパス整備やスマートICの整備、街路整備、橋梁工事の推進など、道路交通ネットワークの整備を進め、人やモノが行

き交う活力ある県土づくりを進めてまいります。

加えまして、高度経済成長期や琵琶湖総合開発事業などで集中的に整備した道路などのインフラ施設の更新時期が迫っていることから、施設の維持や修繕、改築や更新にかかるトータルコストの縮減に努め、将来の負担額を平準化させることにより、施設の長寿命化に着実に取り組んでまいります。

とりわけ、本県の基幹産業であります農業を支える農業水利施設については、農家の皆様が安心して営農できるよう、国の国土強靱化の動きに併せて、さらに重点的に長寿命化対策に取り組んでまいります。

また、近年の災害リスクの高まりに対応するため、水を安全に流すための河川整備を着実に推進するとともに、「地先の安全度」によって、水害リスクを県民の皆様と共有し、それぞれの地域の特性に応じた流域治水による防災・減災対策を促進することで、水害に強い地域づくりを進めてまいります。

さらに、全国各地で被害が多発している土砂災害等に対しましても、命を守ることを最優先に土砂災害警戒区域等の指定やため池ハザードマップの策定ならびに施設整備を推進してまいります。

また、公共交通では、引き続き鉄道駅のバリアフリー化を進めるとともに、市町や交通事業者等と連携・協働し活性化に取り組むなど、新たな移動サービスの導入や自動運転の社会実装等を見据えて、各地域の実態に応じた取組を進めてまいります。

併せまして、社会構造の変化に対応した地域公共交通ネットワークづくりの検討においては、地域における様々な課題の解決に向け、県民・行政・交通事業者が連携し、これからの地域公共交通のあり方について

議論してまいります。

さらには、社会基盤としてのコミュニティの維持に対しましては、人こそが最も重要な役割を担うことから、地域で中核となる人材の育成はもとより、本県への移住を促進するため、引き続き「しが移住相談センター」を運営するほか、滋賀の魅力ある暮らしぶりを県外へ広くPRし、本県への人の流れを着実に創り出してまいります。

この他、「社会の健康」では、様々な危機事案への対応能力の向上に努めるとともに、多様な主体との連携のもと、自助・共助による地域防災力の強化や、犯罪、交通事故のない安全・安心な地域づくりを進めてまいります。

具体的には、過去の大規模地震の教訓を生かし、自然災害から県民の生命と財産を守るため、昨年度策定いたしました滋賀県地震防災プランに基づき、図上訓練の実施や市町の受援計画の策定支援を行うなど、受援力向上に努めるほか、帰宅困難者支援についても具体的な対策を検討してまいります。

また、全国的に通学路等で子どもが犠牲となる殺傷事件等が発生している状況の中、不審者情報の発信や、ボランティアによる見守り活動への支援を行い、子どもの安全対策を図りますほか、安全な道路空間整備に向けて、歩車分離を図ることにより、通学路をはじめとした歩道整備を積極的に進めてまいります。

この他、「社会の健康」では、多様な社会基盤の整備として、多様な人々が支え合い、知恵や力を出し合うことにより、社会の活性化や新たな価値の創造に取り組むとともに、すべての人の人権と個性を尊重し合う共生社会づくりを推進してまいります。

すべての県民が障害の有無によって分け隔てられることのないよう、差別解消に関する相談体制等の整備や障害の社会モデルの普及、合理的配慮の更なる促進等を図ってまいります。

また、障害のある人の就労や農業分野の働き手の確保に向けた施策の充実を図るとともに、新たに農業や福祉分野の様々な課題解決に向けた取組を進めてまいります。

続きまして、3つの健康の3つ目、「自然の健康」についてであります。

「自然の健康」では、気候変動への対応や環境負荷の低減への取組、琵琶湖をはじめとする自然の健康状態を把握し、課題解決につなげる取組、また、環境に配慮した日々の暮らしや、産業活動を多様な主体がしっかりと連携しながら行っていく仕組みづくりなど、健全な循環の中で自然からの恵みを大切にいただける、そのための諸施策を進めてまいりたいと考えております。

まず、琵琶湖についてでございます。琵琶湖保全再生計画に定める琵琶湖の保全再生と活用との好循環の推進に向け、琵琶湖の価値や課題を幅広く発信するとともに、企業や大学など、多様な主体との交流促進等を通じ、より多くの方に持続可能な琵琶湖の活用や保全再生への参画を促してまいります。

また、これまでの温室効果ガスの削減などの緩和策に加え、気候変動適応法に基づきます、今後生じ得るリスクの回避・軽減などの適応策の検討を行うための取組を進めてまいります。

加えて、近年、異常高温や豪雨といった特異な気象が頻発しており、農作物の収量・品質が低下するほか、台風や大雪による農業用ハウス等

の被害がこれまでも多数発生していることから、生産技術向上のための支援やハウスの補強等への支援など気候変動に適応した農作物の生産体制の強化を図ってまいります。

今後、琵琶湖において、プラスチックごみのより一層の削減を進めていくため、実態把握を目的とした調査を実施するとともに、調査結果を活用し、市町や関係団体等とプラスチックごみの発生源に対する働きかけなどに取り組み、県を挙げてより効果的な施策の展開につなげてまいります。

さらに、琵琶湖を健全で恵み豊かな湖に再生するためには、これまでの陸域での対策に加えて、今後は湖内での対策を強化することが必要となりますことから、琵琶湖の水質や湖底に生息するセタシジミへの影響を考慮し、琵琶湖南湖において多数存在するくぼ地対策について検討を進めてまいります。

以上申し述べてまいりました「3つの健康」に関する施策展開に加え、とりわけ、「やまの健康」と「外国人材の受け入れ」については、これら三つの健康に跨がる施策として、来年度、全庁を挙げて取組を進めてまいります。

まず、「やまの健康」についてであります。

山村地域では、過疎化や高齢化で農林業の担い手が減少し、農地や森林に手が入らなくなって、荒廃が顕在化しており、本来の多面的機能が低下しています。更には、獣害等による農林業被害のため、農林業従事者の意欲も減退していることから、早急な対策が求められています。

こうした背景を受け、本県では「やまの健康」を目指して取り組むことといたしました。

「やまの健康」とは、森林・林業・山村を「やま」として一体的に捉え、琵琶湖を取り巻く森林・農地が適切に管理されるとともに、農山村の価値や魅力に焦点を当て、地域資源を活かしたモノ・サービスなどによって経済循環や県民全体との関わりをつくることで、農山村が活性化している姿を実現することであると考えています。

まずは、「やまを守る取組」として、森林整備やそのための基盤整備を着実に進めるとともに、農山村振興や獣害対策、産業振興など「やまの産業を活性化させる取組」を実施してまいります。

このうち産業振興では、木材生産にかかる施業地の集約化や林業機械の積極的な導入等を進め、作業の効率化を促すなど、川上から川下まできめ細かな支援を行うことで、林業における成長産業化を目指してまいります。

さらには、農山村地域への移住・交流をはじめ、やまの文化を活かした取組、観光や広報などにより「やまの魅力を磨き伝える取組」や、健康づくりや交通対策などの「やまの暮らしを支える取組」も併せて行うなど、県を挙げて取り組んでまいります。

特に、平成 31 年度から都道府県および市町村に新たに配分されます(仮称)森林環境譲与税を活用して、新たに専門性の高い人材の育成を目的としたフォレストアカデミーを設立し、企業や大学等の関係機関とも積極的に連携しながら、森林・林業人材を育成してまいります。

また、幼児期に自然の美しさや厳しさに触れ、自然を知り、親しむことは、他者に対する優しさや思いやりの気持ちを育むため、県民の皆様にご理解を得ながら、自然を活用した幼児教育・保育である「森のようちえん」活動を推進してまいります。

その上で、地域活動計画の策定支援をはじめ、新たなビジネスの導入や都市部と農山村との交流推進など、農山村の更なる活性化に向けた取組を進めることにより、「やまの健康」を実現してまいりたいと考えています。

続いて、「多文化共生による外国人材の受入」についてであります。

国内では不足する人材の確保を図るため、昨年12月に出入国管理法が一部改正され、本年4月から新たな在留資格による外国人材の受入れが始まることとなります。

県内を見渡しますと、依然、有効求人倍率は高水準を維持しており、県内企業や事業所においても、人材確保が喫緊の課題であり、今後、外国人材の確保に向けた取組は本格化していくものと考えております。

こうした中、いかに外国人材を確保し、円滑かつ適正に受け入れていくかが重要となりますことから、先月、庁内に「対応検討チーム」を立ち上げ、「外国人材の確保」と「多文化共生の推進」への対応に全庁を挙げて取り組むこととしたところです。

新しい在留資格につきましてもはまだ確定していないことも多いことから、引き続き、国内外の動向を注視しつつ、情報収集を行うとともに、県内企業・事業所の状況や意向などの実態把握に努めてまいります。

同時に、来年度から、個々の企業・事業所の実情に寄り添ったきめ細かなサポートを県内全域で業種・分野を問わず提供できるよう、体制を早急に整備し、外国人材の確保に向けしっかりと県内企業等を支援してまいります。

さらには、言語、宗教、慣習等の違いによる外国人との様々なトラブルの発生を防ぎ、日本社会の一員として外国人が円滑に生活できるよう支援していく必要があることから、社会生活に関わる幅広い相談にワンストップで対応できるよう体制の整備や相談業務の多言語化に取り組んでまいります。

加えて、学校現場における外国人児童生徒への日本語指導や母語支援の充実に取り組むほか、医療機関での多言語対応のための機器整備に対する支援を行うなど、外国人との共生社会の実現に向け、様々な取組を進めてまいります。

外国人材の受入れに当たりましては、まずは受け入れる企業・事業所などで日本人労働者と同等の働きやすい環境が、そして地域社会では日本人と同じ生活者として暮らしやすい環境が、それぞれ整備されるよう、国や市町、団体など関係機関と連携しながら、「外国人材の確保」と「多文化共生」の2つの方向から取組を進め、世界中の人から選ばれる滋賀を目指してまいります。

以上申し述べてまいりました「3つの健康」に関する施策展開を図る上におきましては、引き続き、県庁の組織としての力を最大限に発揮する「健康経営」の実践に取り組んでいく必要があると考えております。

現在策定中の次期行政経営方針におきましても、「健康経営を実践する県庁」を目指す姿として位置づけており、厳しく困難な状況の中にあっても、職員が健やかに、いきいきと前向きに働くことができる職場づくりを目指すことにより、県庁力の最大化を図り、もって県民サービスの向上につなげてまいります。

来年度、特に重点的に取り組む「健康しが」に関わる取組は以上でございまして、これらの取組を通しまして、滋賀の未来創りや、直面する

課題への対応をしっかりと進めてまいります。

この他、新たな基本構想にも取り入れておりますSDGsについては、国のモデル事業にも応募し、持続可能な発展を支える産業・雇用と、その土台となる豊かな自然環境の両立、さらには、人々の暮らしの舞台としての社会づくりを統合的に実現するための担い手の育成に取り組み、持続可能な滋賀に向けた取組をさらに加速してまいります。

以上、主に一般会計に係ります施策について、その概要を申し上げましたが、このほかに、特別会計は11会計で2,680億1,912万1千円、企業会計は5会計で1,061億8,750万円を計上しております。

当初予算案の説明の締めくくりにあたり、一言申し上げます。

私には、滋賀県は世界一住み心地が良いとの実感がございます。母なる湖・琵琶湖を預かり、人が優しく、景色が美しく、そして、日本の真ん中、都市圏に近接しているが故に、昔から人々の往来が盛んで、様々な情報がもたらされ、仏教をはじめ文化が発展し、地の利や水の利に恵まれた滋賀県。

この滋賀県を、一人でも多くの皆さんに知っていただき、感じていただき、滋賀に住んでいる人、訪れる人、全ての人の幸せがいつまでも続くよう、そんな思いを込めて予算を作りあげてまいりました。

この度の総務省の人口移動報告によりますと、本県は2012年以降6年ぶりに、転入者が転出者を上回る「転入超過」となりました。

要因は一概に言えるものではございませんが、本県がこれまで取り組んでまいりました現基本構想に基づく「新しい豊かさ」の実現に向けた

取組の成果も、この結果に一定つながっているのではないかと考えているところです。

今後も国内はもとより世界から選ばれる滋賀であり続けられるよう、次期基本構想に掲げる「未来へと幸せが続く滋賀」の実現に向け、邁進してまいり所存であります。

それでは、次に当面する諸課題について3点申し上げます。

まず、「滋賀県障害者差別のない共生社会づくり条例」の制定について、申し上げます。

糸賀一雄先生をはじめとする滋賀の先人は、福祉の実践の中で障害者の放つ命の輝きに、社会を変える力のあることを見だし、「この子らを世の光に」という言葉に込められた福祉の思想を遺し、更なる福祉の実践を生み出してまいりました。

一方で、依然として、人権侵害や、生活上の制約に苦しむ障害者がおられる実態があり、「障害者差別解消法の実効性を補完すること」、また、「障害者と同様に様々な生きづらさを抱える人に対する課題」という2つの問題認識のもと、一人の孤立も見逃さない共生社会を目指す条例が必要との認識に至りました。

県では、これまで関係機関との調整をはじめ、県内各地のタウンミーティングなど、多くの方からのご意見を反映するよう工夫し、条例づくりを進めてまいりました。

今定例会議に上程しております条例案では、障害者差別解消法の実効性を高めることはもとより、「障害の社会モデル」の普及や、「地域相談支援員」の設置などの新たな取組を盛り込んでおり、これまで滋賀で積

み重ねられてきた福祉の実践に通じるものと考えております。

この条例の制定を契機に、県民、事業者、関係者が、それぞれの立場や役割に応じた福祉の実践を行いながら、互いの共感と連帯、協働によりまして、すべての人に居場所と出番がある共生社会づくりを推進してまいります。

次に、「滋賀県税制審議会」の設置について、申し上げます。

持続可能な財政基盤の確立に向けては、歳入・歳出両面から、計画的に収支改善に取り組むとともに、最小の経費で最大の効果をもたらす効率的な行政運営が必要となります。

そのためには、社会経済情勢の変遷により、絶えず変化する行政需要を的確に捉え、行政サービスについて、効率化を図りながら重点化して提供することを第一義とする一方で、特定の受益が顕在化した場合に適正な負担を求めるなど、受益と負担のあり方について不断に検証していくことが求められています。

このような状況を踏まえ、持続可能な財政基盤の確立と、適正な受益と負担のあり方の構築を図る観点から、県税のあり方についての検討に資するよう、税制に関して専門的な見地から審議を行う「滋賀県税制審議会」を設置しようとするものです。

まず、次期琵琶湖森林づくり基本計画を見据えた琵琶湖森林づくり県民税や、中小企業に対する法人県民税に関する特例措置のあり方について検討を進めてまいります。さらに、県全体の行政需要と税財源についての議論を踏まえ、琵琶湖の活用や廃棄物対策、公共交通等の政策分野についても、必要に応じて、検討してまいりたいと考えています。

審議会の審議や、県民を巻き込んだ闊達な議論等を通じまして、「健康しが」の実現に向け、本県にふさわしい税制のあり方を検討してまいります。

次に、「滋賀県公文書等の管理に関する条例」の制定についてでございます。

県の公文書は、健全な民主主義の根幹を支える県民共有の貴重な知的資源であり、その適切な取扱いを確保し、後世に伝えていくことは、現在および将来の県民の知る権利を尊重する上で重要であります。

また、本県は、良好な状態で保存されている明治期以降の価値の高い歴史的文書を多数保存しておりますが、その利用や管理の方法、使用しなくなった公文書の歴史的文書への移行等について、条例の根拠がないといった課題もございます。

今定例会議に提出しております条例案は、公文書の管理を適正に行うための統一的なルールや、歴史的に価値のある文書を新たに設置する県立公文書館に移管する制度等を構築しようとするものです。

本条例の制定を機に、私をはじめ、職員一人ひとりが、改めて、公文書管理の重要性をしっかりと自覚するとともに、公文書の適正な管理はもとより、歴史的価値のある公文書が本県の誇る資産として、また、未来に残すべき記録として活用されるよう、一層努めてまいりたいと考えております。

それでは、今定例会議に提出いたしております案件の概要についてご説明申し上げます。

まず、条例案件でございます。

議第 18 号は、先ほどご説明申し上げたとおり、公文書のライフサイクルを通じた統一的な管理ルールや、特定歴史公文書等の利用請求ができる根拠を定めるため、

議第 19 号は、知事の附属機関として滋賀県公文書管理・情報公開・個人情報保護審議会を設置するため、

議第 20 号は、滋賀県立公文書館を設置するため、

議第 21 号は、森林整備を実施する市町に対する支援等の円滑な推進を図るための基金を造成するため、

議第 22 号は、先ほどご説明申し上げたとおり、すべての県民が障害の有無によって分け隔てられることのない共生社会の実現に寄与するため、

それぞれ、条例を制定しようとするものでございます。

議第 23 号は、総合政策部および県民生活部を改編して知事公室、総合企画部および文化スポーツ部を設置しようとするものです。

議第 24 号は、大津・高島子ども家庭相談センターに一時保護所を設けようとするものです。

議第 25 号は、先ほどご説明申し上げた滋賀県税制審議会を設置、ならびに滋賀県登録販売者試験委員会を廃止しようとするものです。

議第 26 号は、事務事業の見直しによる事務の縮小、廃止および拡大に伴い、滋賀県職員の定数を改定しようとするものです。

議第 27 号は、法改正や関西広域連合規約の改正等に伴い、市町に移譲する事務を変更しようとするものです。

議第 28 号は、学校教育法の一部改正に伴い、必要な規定の整理を行おうとするものです。

議第 29 号は、滋賀県の取組を応援しようとする個人または団体の寄附金の用途を拡大し、広く滋賀の魅力ある地域づくりに資する事業の推進を図るため、改正を行おうとするものです。

議第 30 号は、災害救助法の一部改正に伴い、必要な規定の整理を行うため、改正を行おうとするものです。

議第 31 号は、スポーツ基本法の一部改正により、国民体育大会の名称が国民スポーツ大会に変更されるため、改正を行おうとするものです。

議第 32 号は、法人県民税に係る軽減制度および災害関係規定の見直し等を行うため、改正を行おうとするものです。

議第 33 号は、現行の制度を継続し、今後 5 年を目途として再度検討を行うこととするため、改正を行おうとするものです。

議第 34 号は、地域の特性を活かした先進的な事業の実施に必要な設備投資の一部について、不動産取得税を軽減するため、改正を行おうとするものです。

議第 35 号から議第 37 号まで、議第 40 号から議第 44 号まで、議第 46 号から議第 54 号まで、議第 56 号から議第 59 号まで、議第 62 号、議第 63 号および議第 65 号、議第 68 号から議第 81 号までは、いずれも

使用料および手数料の額ならびに利用料金の上限額の改定を行おうとするものです。

現行の使用料、手数料等につきましては、平成 26 年 4 月の全項目の見直し以来、今年 4 月で 5 年が経過いたしますこと、また 10 月から消費税および地方消費税の税率が引き上げられることを踏まえまして、今般、全項目を対象とした見直しを行いました。

見直しでは、受益者負担の原則に立ち、原価計算により所要経費を把握し、これらに対する負担のあり方を検討した上で、適正な料金に改定するとともに、消費税および地方消費税の課税対象の料金につきましては、税率の引き上げを適切に料金に転嫁しようとするものです。

議第 38 号は、借入金の償還終了に伴い、滋賀県琵琶湖総合開発資金管理事業特別会計を廃止しようとするものです。

議第 39 号は、住民基本台帳法の規定に基づき、本人確認情報を利用する事務等を追加しようとするものです。

議第 45 号は、医療法等の一部改正に伴い、滋賀県地域医療対策協議会を新たに附属機関として設置しようとするものです。

議第 55 号は、建築基準法の一部改正に伴い、建築物の用途を変更して一時的に興行場等または特別興行場等として使用する場合の特例制度の新設に伴い、改正を行おうとするものです。

議第 60 号は、法改正等に伴い、特定第 2 種国内希少野生動植物種の制度創設に伴う所要の改正、および、これまでの条例の施行状況を踏まえた規定の見直しを行おうとするものです。

議第 61 号は、学校教育法等の一部改正に伴い、必要な規定の整備を行おうとするものです。

議第 64 号は、児童発達支援センターの定員を改定、および使用料および手数料の額を改定しようとするものです。

議第 66 号は、市町立学校の標準学級数の増減等に伴い、市町立学校の県費負担教職員の定数を改定しようとするものです。

議第 67 号は、義務教育費国庫負担金の算定方法の見直しに伴い、教員特殊業務手当の額の改定を行おうとするものです。

議第 82 号から議第 95 号までは、その他の案件でございます。

議第 82 号から議第 85 号までは、契約の締結について、

議第 86 号は、損害賠償の額を定めることについて、

議第 87 号から議第 90 号までは、琵琶湖流域下水道の各処理区の管理に要する経費について関係市町が負担すべき金額を定めることについて、

議第 91 号は、一級河川の指定の変更または廃止について意見を述べることについて、

議第 92 号は、包括外部監査契約の締結について、

議第 93 号は、滋賀県基本構想の策定について、

議第 94 号は、滋賀県環境総合計画の改定について、

議第 95 号は、第 3 期滋賀県教育振興基本計画の策定についてでございます。

議第 96 号および議第 97 号は、一般会計および特別会計の補正予算で、国補正予算の「防災・減災、国土強靱化」等に対応するためのものです。

まず、議第 96 号は、一般会計の補正予算でございまして、歳入歳出予算の補正として、155 億 3,667 万 5 千円を追加し、総額を 5,601 億 3,413 万円とするとともに、債務負担行為ならびに地方債の補正を行おうとするものです。

議第 97 号は、流域下水道事業特別会計でございまして、歳入歳出予算の補正として、1 億 6,500 万円を追加し、総額を 193 億 3,809 万 3 千円とするとともに、地方債の補正を行おうとするものです。

以上、何とぞよろしくご審議いただきますよう、お願い申し上げます。